

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 11 日

会員 各位

南 牧 村 商 工 会

新型コロナウイルス関連の給付金（持続化給付金・家賃支援給付金）の申請期限について

標記の件、事業者に対する新型コロナウイルス関連の給付金には申請期限がございます。給付金受給者に該当しているにも関わらず未申請の会員様は一度一度制度内容についてご確認の上、お早めに申請をして頂き、新型コロナウイルスにより影響を受けている事業の一助としてください。

**持続化給付金** 令和 3 年 1 月 15 日（金）締切

原則として、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本年 1 月から 12 月までの間に、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月がある事業者に対して、中小法人等は最大 200 万円、個人事業者等には最大 100 万円が給付されるものです。申請は電子申請のみでメールアドレスが必須な他、確定申告書・売上帳簿等の確認書類が必要となります。

・持続化給付金 HP <https://jizokuka-kyufu.go.jp/> (←申請はこちらから)

**家賃支援給付金** 令和 3 年 1 月 15 日（金）締切

原則として、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本年 5 月から 12 月までの間に前年同月と比較して事業収入が 50%以上減少した月、または連続する 3 ヶ月分の合計売上げが前年同期間と比較して 30%以上減少した期間があり、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている事業者に対して、中小法人等は最大 600 万円、個人事業者等には最大 300 万円が給付されるものです。申請は電子申請のみでメールアドレスが必須な他、確定申告書・売上帳簿等の他に賃貸借契約書・領収書または通帳の写し等の確認書類が必要となります。

・家賃支援給付金 HP <https://yachin-shien.go.jp/> (←申請はこちらから)

●ご不明な点がございましたら、商工会までご連絡をお願いします。

南牧村商工会 電 話 0267-96-2134 F A X 0267-91-4350 E-mail m-shoko@minamimaki.or.jp
---